

管理コード	府省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (測)(目)(目録)	概要要求額 (単位:千円)	その他	予算の名称 (項)(目)(目録)	予算額 (単位:千円)	その他関連事項	管 理 課 長 等 の 関 与 等 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他 (特記事項)	制度の所管 関係者庁
1310010	環境省	低炭素化に資する研究費 分について、税額控除率 を向上させる規制の 導入	特例特別措置法 第42条の4 第58条の2	「試験研究費の総額に係る税 額控除制度」は、その事業年度 において繰上の額に算入される 試験研究費の額がある場合に、 その試験研究費の額の一部を の金額をその事業年度の法人税 額から控除することを認めるも の。 この制度による税額控除率 は、その事業年度の繰上の額 に算入される試験研究費の額 に、税額控除率(10%、た し、試験研究費割合が10%未満 である場合は算式(「試験研究 費割合×0.2」+3%)によって 計算した割合)を乗じて計算し た金額。ただし、税額控除率 額がその事業年度の法人税額の 20%相当額を超える場合は、そ の20%相当額を限度とする。 (ただし、平成21年度・22年度 においては、法人税額の20%相 当額を限度とする。)	C	○ 我が国における研究開発におい ては、民間活力による研究開発投資 を幅広く促進するという目的の下、 分野を特定せずに研究開発費用に係 る税額控除を行っている。このた め、特定分野に限定して税額控除 率額を向上させることは、我が国の 研究開発税制の趣旨に反しており、 ご要望にお応えすることは困難。 ○ なお、低炭素化に資する研究も 含む研究開発一般に関する税額控除 については、控除上限の引き上げ措 置の強化等を要望していること を。	試験研究を行った場合 の法人税額等の特別節 除制度における、繰上 控除上限の10%引 き上げ等	-	-				1 0 5 2 0 6 0	低炭素化に資する研究費分につ いて、税額控除率額を向上させ る規制の導入	特に、低炭素化に資する研究(本業証試験も含む)について、その費用の全額を研究費として税額控除率額に向上させることで、低炭素化技術開発の促進を図りたい。	○研究費に対する政府負担割合が主要国と比べて最も低い水準にある中、今後の我が国の成長の要となる低炭素化技術の開発については、研究開発促進規制の強化が有効。 ○特に、低炭素化に資する研究(本業証試験も含む)について、その費用の全額を研究費として税額控除率額に向上させることで、低炭素化技術開発の促進を図りたい。	税関関係法令	愛知県	トヨタ自動車株 式会社	文部科学省 経済産業省 環境省	